

令和7年度山陽小野田市空き家

家財道具等処分費補助金

最大 **10**万円

補助対象経費の1/2



補助金
交付
対象者

- 空き家バンクに登録されている空き家の所有者等
- 空き家バンクに登録されていた空き家の購入者
又は借主

補助
対象
事業

山陽小野田市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人又は個人に委託しておこなう家財道具等の処分

申請

受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月12日

- 申請書類受付先着順
- 予算額に到達した場合は申請受付を終了

👉 詳しくはこちらまで 👉

申請・問合せ先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
☎0836-82-1133
E-mail : seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp



手続きの流れ

1 事前相談

はじめに相談してください。制度概要、申請方法、補助要件などを説明します。



2 申請

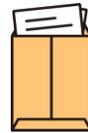
以下の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 処分費等が確認できる書類(見積書の写し)
- ④ 処分前の写真
- ⑤ 申立書(様式第3号)



3 補助金交付決定通知

補助金交付決定通知書(様式第4号)を送付します。



4 家財道具処分の着手

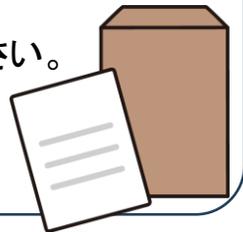
補助金交付決定通知書を受け取ったら、家財道具の処分を始めてください。

※金額が変更になる場合は手続きが必要です。
必ず処分前に連絡してください。

5 完了報告書

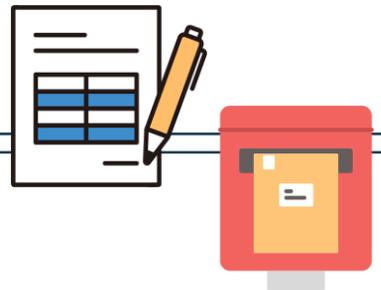
家財道具等の処分が終わったら、以下の書類を提出してください。

- ① 完了報告書(様式第8号)
- ② 処分業者が発行する請求書の写し
- ③ 完了後の写真



6 補助金額の確定

補助金額確定通知書(様式第9号)を送付します。



7 補助金の請求

補助金請求書(「様式第10号」)を提出してください。

8 補助金の交付

指定した金融機関口座に補助金を振り込みます。

